

地震災害応急対策・復旧対策編 目次

第 1 部 地震災害応急対策

第 1 章 初動期の活動

第 1 節 組織動員	131
1. 災害時の配備体制の概要	131
2. 災害警戒本部による活動体制	132
3. 災害対策本部の活動体制	134
4. 勤務時間外の配備体制	138
5. 地震災害時における職員の服務	139
6. 動員	140
7. 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保	140
第 2 節 災害情報の収集伝達	142
1. 地震に関する情報	142
2. 初期情報の把握	143
3. 詳細な被害状況等の把握	144
4. 被害状況の関係機関への報告	145
5. 大阪府への報告	146
6. 直接即報基準に該当した場合の報告	148
7. 異常現象発見時の通報	148
8. 通信手段の確保	148
第 3 節 災害広報	150
1. 実施機関	150
2. 広報の内容	150
3. 報道機関との連携	151
4. 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	151
5. 広聴活動の実施	152
第 4 節 広域応援等の要請・受入れ	153
1. 応援の要請	154
2. 職員の派遣要請	154
3. 応援の受入れ	155
4. 民間との協力	155
5. 防災組織等の協力	159
第 5 節 自衛隊の災害派遣	161
1. 災害派遣要請要求の基準	161
2. 派遣要請要求の手続き	161
3. 自衛隊の自主派遣基準	162

《目次》

4. 派遣部隊の受入体制	163
5. 派遣部隊の撤収要請の要求	164
第6節 消防計画	165
1. 枚方寝屋川消防組合	165
2. 寝屋川市消防団	168
3. 自主防災組織等	169
第7節 救助・救急活動	170
1. 実施機関	170
2. 対象者	170
3. 行方不明者の搜索活動	170
4. 救助の方法	170
5. 救助・救急活動	171
6. 相互応援	171
7. 各機関による連絡会議の設置	171
8. 惨事ストレス対策	171
第8節 医療活動	172
1. 基本方針	172
2. 医療情報の収集活動	172
3. 現地医療対策	172
4. 後方医療対策	174
5. 医薬品等の確保供給活動	175
6. 被災者の精神的・心理的ケア	176
7. 個別疾病及び慢性疾患対策	176
8. 災害時要援護者対策及び市民の健康管理	176
9. 市民への啓発活動	176
第9節 避難の勧告・指示及び誘導	178
1. 避難のための立ち退き勧告又は指示等の権限	178
2. 勧告及び指示の区分、基準及び伝達方法	179
3. 避難者の誘導	180
4. 避難の解除	181
5. 警戒区域の設定	182
6. 警戒区域の解除	183
第10節 二次災害の防止	184
1. 公共土木施設等	184
2. 建築物	184
3. 危険物等	185
4. 放射性物質	185
第11節 緊急輸送活動	186
1. 緊急輸送の対象等	186

2.	緊急輸送手段の確保	186
3.	緊急通行車両の確認	187
4.	緊急物資の集積場所	187
5.	非常用燃料の確保	187
6.	輸送基地の確保	188
第12節	交通規制	189
1.	交通規制の根拠	189
2.	緊急交通路の確保	190
3.	緊急交通路の周知	191
4.	道路交通の確保対策	191
第13節	ライフラインの緊急対応	192
1.	被害状況の報告	192
2.	各事業者における対応	192
第14節	交通の安全確保	193
1.	被害状況の報告	193
2.	各施設管理者における対応	193
第2章 応急復旧期の活動		
第1節	災害救助法の適用計画	194
1.	実施責任者	194
2.	救助の内容	194
3.	職権の一部委任	194
4.	適用基準	194
5.	住家滅失世帯数の算定基準	195
6.	適用手続き	195
7.	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	195
第2節	避難所の開設・運営	196
1.	避難所の開設	196
2.	避難者の受入れ	196
3.	避難所の管理	197
4.	避難所の運営	197
5.	避難所の管理、運営の留意点	198
6.	避難所の閉鎖	199
7.	避難所の早期解消のための取組み	199
8.	広域的避難収容	199
第3節	緊急物資の供給	200
1.	給水活動	200
2.	食料・生活必需品の供給	201

《目次》

第4節	保健衛生活動	204
1.	防虫・防疫活動	204
2.	被災者の健康維持活動	205
3.	食品衛生監視活動	206
4.	動物保護等の実施	206
第5節	災害時要援護者への支援	207
1.	災害時要援護者の被災状況の把握等	207
2.	福祉ニーズの把握	207
3.	被災した災害時要援護者への支援活動	207
4.	広域支援体制の確立	208
第6節	社会秩序の維持	209
1.	市民への呼びかけ	209
2.	警備活動	209
3.	暴力団排除活動の徹底	209
4.	物価の安定及び物資の安定供給	209
第7節	ライフラインの確保	210
1.	上水道	210
2.	下水道	210
3.	電力	210
4.	ガス	211
5.	電気通信	211
第8節	交通の機能確保	212
1.	障害物の除去	212
2.	鉄道施設管理者における復旧	212
3.	道路施設管理者における復旧	212
第9節	農業関係応急対策	214
1.	農業施設応急対策	214
2.	農作物応急対策	214
3.	畜産応急対策	214
第10節	住宅の応急確保	215
1.	被災住宅の応急修理	215
2.	住居障害物の除去	215
3.	応急仮設住宅の建設	215
4.	応急仮設住宅の運営管理	215
5.	公共住宅等への一時入居	216
6.	住宅に関する相談窓口の設置等	216
第11節	応急教育等	217
1.	実施責任者	217

2.	学校長の事前措置	217
3.	児童・生徒等の保護	217
4.	教育施設の保全・応急復旧	218
5.	応急教育の実施	218
6.	就学援助等	218
7.	学校給食の応急措置	219
8.	保育所等の措置	219
9.	文化財の応急対策	219
第12節	廃棄物の処理	220
1.	し尿処理	220
2.	ごみ処理	220
3.	がれき処理	221
第13節	遺体の処理及び火葬等	222
1.	遺体の検視（見分）	222
2.	遺体の処理	222
3.	遺体の収容	222
4.	遺体の火葬等	222
5.	応援要請	223
第14節	自発的支援の受入れ	224
1.	ボランティアの受入れ	224
2.	義援金品の受付・配分	227
3.	海外からの支援の受入れ	228
4.	日本郵便株式会社の援護対策等	229

第2部 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節	公共施設等の復旧計画	231
1.	災害復旧事業計画	231
2.	道路施設	231
3.	河川	232
4.	教育施設	232
5.	水道施設	232
6.	農地等	232
7.	その他の公共施設等	232
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	233
1.	法律による一部負担又は補助	233
2.	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく 復旧事業及び府の関係部局	233

《目次》

第3節 民生の安定	235
1. 住宅の確保	235
2. 雇用機会の確保	236
第4節 経済の安定	237
1. 金融措置	237

第2章 復興の基本方針

1. 基本方針の決定	243
2. 復興計画の作成	243
3. 復興のための事前準備	244

第3部 東海地震関連情報に伴う対応

第1節 総則	245
1. 目的	245
2. 基本方針	245
3. 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	246
4. 東海地震に関連する情報の流れ	247
第2節 東海地震注意情報が発表された時の措置	248
1. 東海地震注意情報の伝達	248
2. 警戒態勢の準備	248
第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置	249
1. 東海地震予知情報等の伝達	249
2. 警戒態勢の確立	249
3. 市民、事業所に対する広報	251